平

成二十三年七月二十二日

第

二千二百六十七

号

金曜日)

次

目

示

告

道路の供用開始

土砂災害特別警戒区域の指定解除 土砂災害特別警戒区域の指定 土砂災害警戒区域の指定

都市計画の変更 公 示

大垣都市計画の図書の縦覧 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 土地改良区の設立認可

へ 都

市政策課)二九三

類の道

地

整備課)二九三

砂 (道 路 維 持

防 課) 二九一

政 策 課) 二九二

同同 都 市

(環境生活政策課)二九三

)二九二

二九二

岐阜県告示第四百二号

告

示

用を開始するので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

次の道路の供

平成二十三年七月二十二日

維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、平成二十三年七月二十二日から二週間岐阜県県土整備部道路

岐阜県知事 古 田

肇

道	種路
関 岐 ケ 原 阜 線	路 線 名
九五三番地先まで 一同 郡同 町同 字同 一九六二番地先から 上	区間
II.	ル) (メート ト長
≣平成 元 긆	の期日
≣平 · 成 · <u>÷</u>	ほ示変決(備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

県

岐阜県告示第四百三号

第五十七号)第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、 同条第四項の規定により告示する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

(金曜日) 発行 (休日に当たる)

岐

阜

県 公

報

毎週

平成二十三年七月二十二日

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古 田

肇

土石流	次の図のとおり	破郡関ヶ原町大字関ヶ原	境ヶ谷不
土石流	次の図のとおり	破郡関ヶ原町大字大高	ワラビ谷 不
現象の種類原因となる自然のの発生	区域の表示	域の所在地	区域の名称 区

所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県大垣土木事務

岐阜県告示第四百四号

第五十七号) 第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する ので、同条第四項の規定により告示する。 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十三年七月二十二日

岐

阜

岐阜県知事 古 田

肇

土石流	次の図のとおり	不破郡関ヶ原町大字大高	不破郡関ヶ国	ワラビ谷
土石流	次の図のとおり	原町大字野上	不破郡関ヶ原町大字野上	平木川
土石流	次の図のとおり	原町大字玉	不破郡関ヶ原町大字玉	滝の川
土石流	次の図のとおり	不破郡関ヶ原町大字今須	不破郡関ヶ国	梅谷
現象の種類原因となる自然	項 電撃に関する事 を対したに を対した を対した を対した で用する の表示及び	所 在 地	区 域 の	区域の名称

所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。) 次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、 岐阜県大垣土木事務

岐阜県告示第四百五号

第五十七号) 第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定 (平成二十一年 て準用する同条第四項の規定により告示する。 岐阜県告示第二百二十号)のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項におい 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成十二年法律

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古 田

肇

土石流	次の図のとおり	不破郡関ヶ原町大字野上		平木川
土石流	次の図のとおり	不破郡関ヶ原町大字玉		滝の川
土石流	次の図のとおり	不破郡関ヶ原町大字今須	不破	梅谷
現象の種類原因となる自然	項撃に関する事と想定される事に対の表示及び	域 の 所 在 地	図の名称	区 域

所及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務

岐阜県告示第四百六号

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。 定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項 法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項の規定において準用する同

平成二十三年七月二十二日

岐阜県知事 古 田

肇

関都市計画道路

都市計画の種類及び名称

3・6・13号 国道248号線

肇

年

月

日

肇

七・一四